

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成27年7月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500002号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1500006号

第1 結論

平成8年4月から平成9年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年4月から平成9年3月まで

平成6年*月に20歳になったので、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、学生であった平成11年3月までの国民年金保険料については、毎年、同区役所等で免除申請を行い、申請が承認されたことを確認していたが、請求期間だけが未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金保険料の納付記録は、20歳になった平成6年*月から平成11年3月までの期間について、請求期間を除き、国民年金保険料の免除期間とされており、平成7年度以降の免除申請については、オンライン記録により、全て4月又は5月に行われていることが確認できることから、請求期間のみ免除申請を行うことを失念したとは考え難い。

また、請求者は、国民年金保険料の免除申請は親に言われて手続きしたことであり、請求者の父は、請求者が毎年免除申請し、保険料の免除が認められたかを確認させていたと回答している上、請求者の姉についても、オンライン記録により、20歳以降の学生であった期間は、国民年金保険料の免除期間であることが確認でき、免除申請は積極的に行われていたことがうかがわれることから、請求者が、請求期間当時、免除申請を行ったと考えても不自然ではない。

さらに、請求期間当時における学生に係る国民年金保険料免除基準については、本人及び親元の世帯の世帯員の所得に基づいて判断されることから、請求者は、年間10万円程度のアルバイト収入があったが、親からの仕送りで生活していたとしており、請求者の父は、請求期間前後の父母の収入に変化はなかったと回答している上、請求者の請求期間前後の期間については、すべて免除期間となっていることから、請求期間についても国民年金保険料免除基準に該当していたものと考えられる。

そのほかの事情を含め総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付を免除されていたものと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500023号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500018号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成7年9月1日から同年8月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

平成7年8月については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成7年8月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成5年4月30日から同年5月1日まで
② 平成7年8月1日から同年9月1日まで

請求期間①について、B社には平成5年4月30日まで勤務していたが、年金記録を確認したところ、同年4月の加入記録が無い。

請求期間②について、A社には、平成7年8月1日から勤務したが、年金記録を確認したところ、同年8月の加入記録が無い。

いずれの期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、請求期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、請求者の雇用保険被保険者記録によると、請求者は平成7年8月1日にA社における被保険者資格を取得していることが確認できる上、請求者から提出された当該月の給与明細書により、当該事業所から給与が支給されていることが確認できることから、当該事業所に勤務していたものと認められる。

一方、A社は、オンライン記録によると、平成7年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、商業登記簿謄本によると、当該事業所は同年5月23日に設立されている上、請求者に係る雇用保険の加入記録から、請求者は、同年8月1日より勤務していたことが確認できることから、同年8月において、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

また、請求者から提出された給与明細書によると、当該事業所は翌月控除の方法で厚生年金保険料を給与から控除しているものと判断できることから、平成7年9月に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、請求者は、請求期間②に

係る平成7年8月分の厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

さらに、平成7年8月の標準報酬月額については、オンライン記録における資格取得時の標準報酬月額及び同年9月の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成7年8月に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、平成7年8月において、A社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成7年8月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①について、請求者の雇用保険被保険者記録によると、B社における離職日は平成5年4月30日と記録されていることから、当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者から提出された平成2年から平成5年までの源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額とオンライン記録により確認できる請求者の標準報酬月額及び当時の保険料率を基に推計した当該事業所における社会保険料控除額は概ね一致しており、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除が確認できない。

また、当該事業所の元事業主及び事務責任者は、社会保険に関する資料は保存されていないことから、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険の届出、保険料の控除及び納付状況は不明であるとしている。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500012号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1500007号

第1 結論

昭和55年10月から昭和57年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年10月から昭和57年3月まで

厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の昭和55年10月頃、妻が市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、妻が自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付していたが、請求期間の私の保険料は未納となっており納得がいかないため、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料を納付していたとする請求者の妻は、国民年金加入期間において保険料未納期間はなく、昭和50年4月分から平成3年3月分までの期間は、付加保険料も納付していることから、その妻の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

しかしながら、請求者は、自身の国民年金資格取得届の届出時期について、昭和55年10月頃に妻がA市役所で行ったと主張しているところ、その妻の配偶者の厚生年金保険資格喪失による国民年金任意加入から強制加入への切替の届出日は、同市の国民年金被保険者名簿により、昭和57年4月14日であることから判断すると、請求者に係る届出についても同日以降に届出され、請求者は厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和55年10月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものとするのが自然である。

また、請求者の妻は、請求者の過年度分国民年金保険料について、届出の際に当該保険料を遡って納付できるという話を聞いた記憶はないと陳述している上、A市の請求者に係る国民年金被保険者名簿において、請求期間の保険料は未納と記録されており、保険料を遡って納付した形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1500029 号
厚生局事案番号 : 北海道 (国) 第 1500008 号

第 1 結論

昭和 59 年 12 月から平成 9 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 12 月から平成 9 年 3 月まで
厚生年金保険の被保険者資格を昭和 59 年 12 月 24 日に喪失した後、妻が私の国民年金の加入手続きを行い、妻自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付していたが、請求期間の私の保険料は未納となっており納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、厚生年金保険の被保険者資格喪失後、請求者の妻が国民年金の加入手続きを行い、妻自身の国民年金保険料と一緒に請求者の保険料を納付していたとしているが、A 市の国民年金被保険者名簿によると、請求期間において、請求者が国民年金に加入した形跡は見当たらず、保険料を納付していた記録も確認できない。

また、請求者は、住民票により、平成 6 年 6 月 27 日に A 市から B 町へ転入したことが確認できるところ、B 町が保管する住民異動届によると、当該届が受けられた平成 10 年 1 月 7 日時点で、請求者の国民年金の被保険者資格は「無」とされており、オンライン記録上、請求者の昭和 59 年 12 月 24 日の国民年金の資格取得日は平成 10 年 2 月 13 日に入力処理されていることから、当該処理日において、請求期間のうち昭和 59 年 12 月から平成 7 年 12 月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、平成 8 年 1 月から平成 9 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付することが可能であったが、B 町の請求者に係る被保険者名簿によると、請求者が当該期間の保険料を納付した形跡は見当たらない。

加えて、請求期間は 148 か月と長期間であり、行政機関がこれだけの長期間にわたり、同一人に対し収納事務処理誤りを繰り返すことは考え難い上、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500024号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500016号

第1 結論

請求期間①及び②について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和47年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和48年6月29日から同年8月1日まで

夫は、昭和47年4月1日から昭和61年8月10日までA社に継続して勤務していたが、年金記録によると、B社で昭和47年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和48年6月29日に同保険の被保険者資格を喪失後、同年8月1日にA社で同保険の被保険者資格を取得しており、請求期間①及び②における同保険の加入記録が無い。

給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、請求期間①及び②について、夫がA社に勤務していたことは間違いないので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社及び請求者から提出された給与証明書並びに複数の同僚の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間①及び②において、同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、A社に照会したところ、i) 同社は、「請求期間①及び②当時の資料が無く、請求期間①及び②における厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、当時の事業主は既に死亡していること、ii) 同社が昭和48年8月当時に社会保険に関する届出等の事務手続を委託していた可能性がある社会保険労務士は、既に死亡していること、iii) 同社は、「当時、首都圏にあったB社の事業主がA社を設立し、A社の仕事を行うため人を雇入れたが、最初はB社で厚生年金保険の事務手続を行っていたようである。」と回答しているところ、B社は、平成5年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、平成元年12月3日に解散していることが確認できる上、当時の事業主及び事務担当者も既に死亡していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間①及び②における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和48年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①及び②は同保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、同日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している18人（訂正請求記録の対象者を除く。）のうち10人は、訂正請求記録の対象者と同様に、B社で同年6月29日に同保険の被保険者資格を喪失後、A社で同保険の被保険者資格を取得しており、当該18人全員が請求期間②において同保険の加入記録は確認できない。

さらに、上記18人のうち、オンライン記録により、生存及び所在が確認できた14人に照会し、11人から回答が得られたところ、このうちA社における昭和48年8月1日以前の入社年月を記憶する5人のうち、一人は、自身が記憶する入社日から1か月後にB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、3人は、同日以前の同社の勤務期間について同保険の加入記録は確認できず、当該3人のうち一人は、「厚生年金保険に加入する前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と回答しており、同人から提出された給料明細書によると、厚生年金保険料が控除されているのは昭和48年8月分からであり、同年7月分以前の給与から同保険料は控除されていないことが確認できる。

以上のことを踏まえると、A社の事業主は、同社の従業員について、同社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、B社において厚生年金保険に加入させていたと推認されるが、請求期間①及び②当時、必ずしも全ての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

加えて、オンライン記録により、請求期間①及び②当時にB社において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた二人に照会したところ、回答を得られた一人からは、訂正請求記録の対象者が請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500008号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500017号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年12月から昭和54年5月まで
年金記録を確認したところ、A事業所に勤務していた期間のうち昭和54年12月から昭和55年3月までは厚生年金保険被保険者としての記録があるが、その前に勤務していた請求期間が被保険者期間となっていない。臨時職員として同じ条件で勤務し厚生年金保険にも加入していたはずなので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所を所管するB事業所が保管していた昭和54年12月採用時の履歴書に記載された請求者の職歴及び複数の同僚の回答等から判断すると、請求者は、請求期間頃に臨時職員としてA事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B事業所は、臨時職員の労働条件は一律ではないため、社会保険の適用についてはそれぞれ異なるとした上で、請求期間に係る資料が残っていないため、請求者の請求期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除については不明であると回答している。

また、請求期間当時、A事業所庶務課に所属していた職員3人に照会したところ、いずれも請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかは分からないとしている。

さらに、請求者が名前を挙げた同僚の二人は、オンライン記録によると、いずれも請求期間において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる一方で、このうちの一人が、自身と請求者以外にもう一人同時期に採用されたとして名前を挙げた臨時職員については、A事業所における請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、請求者の請求期間における雇用保険被保険者記録が確認できない上、A事業所に係る請求期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票に請求者の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、請求者の記録が欠落したものと考える。これは、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、請求者の記録が欠落したものと考える。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。